平成２１年（フ）第１２７号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙758番地４
債務者　西山　道子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５２号
佐賀県伊万里市黒川町立目384番地
債務者　生嶋　百代
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　赤木　悦子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１号
佐賀県伊万里市大坪町乙1389番地34
債務者　高田　佳典
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２号
佐賀県伊万里市瀬戸町6678番地
債務者　古川　由貴
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１３号
佐賀県武雄市西川登町大字神六25894番地
債務者　山口　豊和
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第７６号
大分県杵築市山香町大字広瀬4591番地２
債務者　渡邉　史恵
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目６番２号
債務者　山下　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目６番２号
債務者　山下愛加那
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地の58　道営住宅４棟303
債務者　井崎　英敏
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地の57　野束７号棟206号
債務者　勝戸　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第３号
北海道岩内郡岩内町字栄204番地の16
債務者　伊藤　千秋
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４号
福島県相馬郡新地町大字福田字樋ノ口１番地の２
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第５６１号
福井県大野市日吉町12番12号
債務者　高橋　一之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
福井県大野市日吉町12番12号
債務者　高橋　美保
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
福井県吉田郡永平寺町松岡末政第17号３番地
債務者　谷口　直美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
山梨県甲府市武田４丁目１番４号相澤住宅Ａ
債務者　日高喜久子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７９３号
名古屋市千種区清明山１丁目６番35号　県営清明山住宅３棟201号
債務者　西脇　金造
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部